

名古屋市宿泊税導入検討委員会条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第68号

名古屋市宿泊税導入検討委員会条例

(設置)

第 1 条 本市に市長の附属機関として、名古屋市宿泊税導入検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、観光振興施策及びその実施のために必要な財源の在り方に関する事項その他宿泊税の導入に関し必要と認める事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、

市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から第2条の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光文化交流局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力

を失う。